

令和 年 月 日

町内会々長様
民生委員・児童委員様

児童生徒の就学に係る「居住証明書」について

平素から、岡山市政並びに学校教育推進について、ご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、児童生徒の就学については、住民票をもとに就学する学校を指定しておりますが、やむを得ない理由により、住民票の異動ができない児童生徒について、住民票に替わるものとして、「居住証明書」によって就学する学校を指定しています。

つきましては、大変お手数をおかけ致しますが、保護者の方が上記の「居住証明書」を持参された場合、住所等の記載内容についてご確認のうえ、御職氏名をご記入ご捺印いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、教育委員会就学課までお問い合わせください。

お問い合わせ先
岡山市教育委員会事務局 就学課
電話 086-803-1587

保護者様

本日お渡ししました「居住証明書」に現在の住所（居住地）および家族状況等、必要項目をご記入のうえ、お住まいの地区を担当する町内会々長または民生委員・児童委員の方まで、直接ご持参いただき署名押印をお願いしてください。

注意

1. 町内会々長または民生委員・児童委員宅への訪問に際し、お留守の場合にポストへの投函や玄関先等に放置する事のないようお願いします。
2. 町内会々長または民生委員・児童委員の方から住民票が異動できないことについて質問等があった場合には、お答えになれる範囲内でご説明をお願いいたします。
3. 町内会々長または民生委員・児童委員宅へは、必ず連絡をとり、相手方の了承を得てから、訪問してください。